

兵庫県公報

平成24年6月1日 金曜日 第2393号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定の解除予定（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 平成24年度第2・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）	9
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	11
○ 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不確知（都市政策課）	11
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	11
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	12
公 告	
○ 個人情報の保護に関する条例の運用状況（文書課）	12
○ 情報公開条例の運用状況（同）	14
○ 落札者等の公示（淡路県民局）	15
公安委員会告示	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	15

告 示

兵庫県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神戸市東下土地改良区

退任役員

役員区分	氏名	住 所
理事	西田 富雄	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地
同	松本 啓二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1
同	上田 岩夫	同 市同区山田町東下字山ノ越12番地
同	前田 豊晴	同 市同区山田町東下字山ノ越27番地
同	藤辻 昭雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地
同	中西 正雄	同 市同区山田町東下字大畑15番地

同	中西春美	同	市同区山田町東下字山ノ越18番地の4
監事	萩博	同	市同区山田町中字宮ノ片20番地
同	西田勇人	同	市同区大原3丁目17番地1号2—1407号
就任役員			
役員の区分		住 所	
理事	西田富雄	神戸市北区山田町福地字大蔵18番地	
同	松本啓二	同 市同区山田町東下字大畑田12番地の1	
同	上田岩夫	同 市同区山田町東下字山ノ越12番地	
同	前田豊晴	同 市同区山田町東下字山ノ越27番地	
同	藤辻昭雄	同 市同区山田町坂本字長谷285番地	
監事	萩博	同 市同区山田町中字宮ノ片20番地	
同	東田勉	同 市同区山田町東下字山ノ越29番地の1	

2 神戸市日下部土地改良区

退任役員

役員の区分		住 所	
理事	岸田三郎	神戸市北区道場町平田870番地	
同	吉尾忍	同 市同区道場町日下部98番地	
同	樋口清	同 市同区道場町日下部423番地	
同	米田一彦	同 市同区道場町日下部42番地の1	
同	樋口強	同 市同区道場町日下部458番地	
同	上垣夸	同 市同区道場町日下部500番地	
同	樋口廣義	同 市同区道場町日下部372番地	
監事	上り口讓	同 市同区道場町日下部24番地の1	
同	米田敏明	同 市同区道場町日下部25番地	

就任役員

役員の区分		住 所	
理事	岸田三郎	神戸市北区道場町平田870番地	
同	吉尾忍	同 市同区道場町日下部98番地	
同	樋口清	同 市同区道場町日下部423番地	
同	米田一彦	同 市同区道場町日下部42番地の1	
同	樋口強	同 市同区道場町日下部458番地	
同	上垣夸	同 市同区道場町日下部500番地	
同	樋口廣義	同 市同区道場町日下部372番地	
監事	上り口讓	同 市同区道場町日下部24番地の1	
同	米田敏明	同 市同区道場町日下部25番地	

3 神戸市生野土地改良区

退任役員

役員の区分		住 所	
理事	小坂正巳	神戸市北区道場町生野610番地の2	
同	大西正彦	同 市同区道場町生野6番地	
同	仲谷靖	同 市同区道場町生野372番地	
同	銅本増成	同 市同区道場町生野729番地	
同	大北順三	同 市同区道場町生野93番地	
同	池ノ上繁	同 市同区道場町生野52番地の1	
監事	大東昭一	同 市同区道場町生野192番地	
同	喜多正博	同 市同区道場町生野316番地	

就任役員

役員の区分		住 所	
理事	小坂正巳	神戸市北区道場町生野610番地の2	
同	大西正彦	同 市同区道場町生野6番地	

同	仲 谷 靖	同	市同区道場町生野372番地
同	銅 本 増 成	同	市同区道場町生野729番地
同	大 北 順 三	同	市同区道場町生野93番地
同	池ノ上 繁	同	市同区道場町生野52番地の1
監 事	大 東 昭 一	同	市同区道場町生野192番地
同	喜 多 正 博	同	市同区道場町生野316番地

4 加古川六ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

中 住 孝 三

濱 野 義 弘

足 立 泰 志

鹿 野 弘

山 脇 博

古 田 芳 行

松 本 稔

吉 田 正 俊

岡 田 幸 三

松 下 重 一

中 谷 敏 昭

住 所

高砂市中島 1 丁目18番16号

同 市荒井町千鳥 2 丁目 1 番12号

同 市今市 1 丁目 1 番38号

同 市高砂町木曾町 1 番24号

同 市米田町古新193番地

同 市荒井町小松原 2 丁目 9 番26号

同 市米田町米田新85番地

同 市荒井町扇町17番30号

同 市高砂町浜田町 1 丁目 3 番14号

同 市荒井町小松原 3 丁目 7 番15号

同 市中島 1 丁目12番17号

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

同

氏 名

中 住 孝 三

濱 野 義 弘

足 立 泰 志

鹿 野 弘

松 本 稔

松 下 繁

石 原 英 男

吉 田 正 俊

岡 田 幸 三

三 好 保 昌

池 上 和 男

住 所

高砂市中島 1 丁目18番16号

同 市荒井町千鳥 2 丁目 1 番12号

同 市今市 1 丁目 1 番38号

同 市高砂町木曾町 1 番24号

同 市米田町米田新85番地

同 市荒井町小松原 3 丁目 7 番 2 号

同 市米田町古新24番地の 1

同 市荒井町扇町17番30号

同 市高砂町浜田町 1 丁目 3 番14号

同 市荒井町小松原 2 丁目 8 番21号

同 市中島 1 丁目11番13号



兵庫県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 6 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市東下土地改良区	平成24年 5 月 7 日
国岡土地改良区	同



兵庫県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成24年 6 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市千種町下河野字猶原409の7、409の10から409の14まで、409の24、409の28、409の30、409の31、409の38から409の40まで、449
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字猶原409の30・409の38から409の40まで・449（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
尼崎市塚口本町六丁目60の1
- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由
指定理由の消滅



兵庫県告示第679号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除予定保安林の所在場所
たつの市御津町室津字辨天ヶ端1034の37（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
漁港施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及びたつの市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第680号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字ヨノビガ谷1130
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字畑ヶ成1135の2、1149の1、1149の4、1154、1157の1、1157の2、1159から1163まで、1166
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字大山1327、1328、1346の1から1346の5まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町三原字大柵1194から1197まで、1199、1200、1207の1、1208の1、1216
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第684号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市竹野町桑野本字コエジ平岩258、258の1、字滝谷281、281の1、281の2、字カツボウ357から360まで、字シンプシ369から381まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第685号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区福岡字谷入田484の1、490の1、490の4、490の242から490の244まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第686号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区福岡字道分レ83の9、83の195
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第687号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区熊波字大照山395、396の1、396の2、397から399まで、400の1から400の6まで、400の8、400の9、401
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第688号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長瀬字尾白809、811、812、812の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第689号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区長瀬字焼尾奥541の1から541の3まで、541の5、542、562、562の2、564
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第690号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区東垣字大ジャリ468の1、468の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町香住区大野字菖蒲谷310、313から317まで、318の1、318の2、319、320、321（次の図に示す部分に限る。）、字菖蒲谷口360から366まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字菖蒲谷321（次の図に示す部分に限る。）、字菖蒲谷口360から366まで
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第692号

平成24年度第2・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

森 林 計画区	単 位 区域名	範 囲 (市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積(ha)					備 考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神 崎 川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武 庫 川	三田市	210.23	1.04	—	—	211.27	
	神戸地区	神戸市	7.58	44.26	—	34.58	86.42	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	522.90	107.56	—	10.98	641.44	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	740.00	133.86	—	59.14	933.00	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖 保 川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	2,050.62	173.03	3.28	30.69	2,257.62	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千 種 川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	863.25	172.00	—	15.38	1,050.63	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円 山 川 下 流	豊岡市	1,134.90	83.55	0.72	2.92	1,222.09	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢 田 川	豊岡市 美方郡香美町	1,037.25	44.34	3.70	24.86	1,110.15	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸 田 川	美方郡新温泉町	522.91	29.65	—	1.42	553.98	
	南但地区	養父市 朝来市	1,544.23	178.86	—	47.04	1,770.13	
加古川	佐治川 ～篠山川	篠山市 丹波市	919.60	121.97	—	24.58	1,066.15	丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹 田 川	丹波市	111.12	23.36	—	9.20	143.68	丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	436.24	2.02	—	78.36	516.62	
合 計			10,100.83	1,117.90	7.70	339.15	11,565.58	



兵庫県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成24年6月1日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成24年6月1日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域					
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考	
国道 1 7 6 号	三田市上井沢字寺垣内240番2から 同 市加茂字野口353番1まで	旧	10.0から 21.0まで	236.0	一部 予定地	
	三田市加茂字寺橋詰594番2から 同 市加茂字青垣内656番4まで		9.0から 22.0まで			248.0
	三田市上井沢字寺垣内240番2から 同 市加茂字青垣内656番4まで		14.0から 41.0まで	474.0		
	三田市上井沢字寺垣内240番2から 同 市加茂字青垣内656番4まで		新			14.0から 37.0まで



兵庫県告示第694号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により、その旨公告する。

この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同条の規定により告示の日から30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 商号又は名称 株式会社リアル
- 2 代表者氏名 末本憲亮
- 3 事務所所在地 川西市栄町27-2-109
- 4 免許番号 兵庫県知事(1)第300295号
- 5 免許年月日 平成20年1月15日



兵庫県告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加古川市	東播都市計画地区計画	加古川東工業団地地区計画
同 市	同 上	石守整理地区地区計画
たつの市	中播都市計画特別用途地区	



兵庫県告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成24年 6 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画ごみ焼却場	第7号ポートアイランドクリーンセンター
三田市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画公園	3. 4. 108号 北摂17号公園
同市	阪神間都市計画地区計画	北摂三田テクノパーク地区計画
同市	同上	北摂三田第二テクノパーク地区計画
芦屋市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）景観地区	芦屋景観地区
同市	同上	芦屋川南特別景観地区
同市	阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）地区計画	南芦屋浜地区地区計画
西宮市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画特別用途地区	
同市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画地区計画	甲子園口地区地区計画
同市	同上	浜甲子園団地地区計画
尼崎市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画防火地域及び準防火地域	
伊丹市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画特別用途地区	
同市	阪神間都市計画高度地区	
宝塚市	阪神間都市計画用途地域	
同市	阪神間都市計画高度地区	
同市	阪神間都市計画公園	4. 3. 604号 売布北公園
川西市	阪神間都市計画用途地域	
加古川市	東播都市計画用途地域	
同市	東播都市計画高度地区	
同市	東播都市計画防火地域及び準防火地域	
稲美町	東播都市計画用途地域	
たつの市	中播都市計画用途地域	
同市	中播都市計画高度地区	
同市	中播都市計画地区計画	正條南地区地区計画

公 告

個人情報の保護に関する条例の運用状況

個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）第65条の規定により、平成23年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年 6 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 実施機関が取り扱う個人情報の保護

(1) 個人情報取扱事務の登録状況

(件)

実 施 機 関 名	件数	実 施 機 関 名	件数
知 事	1,587	労 働 委 員 会	8
議 会	19	収 用 委 員 会	5
教 育 委 員 会	158	瀬戸内海海区漁業調整委員会	6
選 挙 管 理 委 員 会	14	但馬海区漁業調整委員会	6
人 事 委 員 会	9	内水面漁場管理委員会	6
監 査 委 員	7	公 営 企 業 管 理 者	38
公 安 委 員 会	6	病 院 事 業 管 理 者	22
警 察 本 部 長	192	合 計	2,083

(2) 個人情報の開示請求及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	書面による個人情報の開示請求					口頭による個人情報 の開示請求		不 服 申 立 て					
	請求 件数	処 理 状 況				開示対 象試験 等の数	請求 件数	申立 て件 数	処 理 状 況				
		開示	部分開示	不開示	取下げ				却下	棄却	認容	審中	取下げ
知 事	134	109	18	1	6	29	474	1	1	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	65	31	4	24	6	6	12,349	1	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	5	364	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	84	5	75	4	0	1	361	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	5,734	5,564	148	22	0	2	0	1	0	0	0	1	0
合 計	6,018	5,710	245	51	12	43	13,548	3	1	1	0	1	0

- (3) 個人情報の訂正請求の状況
該当なし
- (4) 個人情報の利用停止請求の状況
該当なし
- 2 事業者が取り扱う個人情報の保護
 - (1) 指導又は助言の状況
該当なし
 - (2) 説明又は資料提出の要求の状況
該当なし
 - (3) 勧告又は公表の状況
該当なし
 - (4) 苦情相談の状況
67件



情報公開条例の運用状況

情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第36条の規定により、平成23年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成24年6月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 公文書公開及び不服申立ての状況

(件)

区分 実施機関名	公文書の公開					不服申立て					
	請求 件数	処理状況				申立て 件数	処理状況				
		公開	部分公開	非公開	取下げ		却下	棄却	認容	審理中	取下げ
知事	14,637	11,163	2,775	68	631	9	3	0	0	6	0
教育委員会	1,102	739	257	71	35	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	397	60	192	133	12	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
瀬戸内海海区 漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
但馬海区漁業 調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場 管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	12	10	2	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	9	2	5	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	16,161	11,974	3,234	275	678	9	3	0	0	6	0

2 情報提供の状況

(件)

提 供 場 所	提供件数
県 民 情 報 セ ン タ ー	4,523
地 域 県 民 情 報 セ ン タ ー	7,335
合 計	11,858



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年6月1日

契約担当者

淡路県民局長 藤 原 道 生

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
LED道路照明灯の賃貸借 613灯
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県淡路県民局 洲本市塩屋2-4-5
- 3 落札者を決定した日
平成24年5月8日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社国益電業社 洲本市宇山3-4-12
- 5 落札金額
331,020円 (税抜)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成24年3月21日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第156号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定に基づく検定について、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成24年6月1日

兵庫県公安委員会

委員長 橋 本 猛 伸

- 1 実施する検定に係る警備業務の種別及び級
施設警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
 - (1) 実施日時
平成24年9月8日(土)午前9時から午後5時まで
 - (2) 実施場所
明石市荷山町1649番地の2
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員
50人
- 4 受検資格
次のいずれかに該当する者

- (1) 兵庫県内に住所を有する者
 - (2) 兵庫県内の営業所に属している警備員
- 5 検定試験の内容
- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
 - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
- (1) 申請期間
平成24年6月8日（金）から同年8月24日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）
 - (2) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）とする。
 - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - イ 兵庫県内の営業所に属している警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
 - (3) 提出書類
 - ア 検定申請書1通
 - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
 - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
 - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
 - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚
 - (4) 申請方法
 - ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。
 - イ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員になり次第、申請の受付を締め切る。
- 7 手数料
16,000円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。
なお、手数料については、検定申請書の受付後は返還しない。
- 8 携行品
印鑑及び筆記用具
- 9 受検についての問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046